

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## ☞ 剰余金のある生命保険金と相続税

Q：私は、父の死亡により生命保険金を受け取りました。この保険には、剰余金と前納保険料もあったため、これらも私が受け取ったのですが、この剰余金と前納保険料の取扱いはどうなりますか。なお、保険料はすべて父が負担していました。

A：剰余金と前納保険料は保険金に含まれ、その全額が保険金として取り扱われます。

### 【解説】

保険事故が発生した場合に、保険約款の規定により保険金受取人は保険金とともに、剰余金又は前納保険料を受け取ることがあります。

この剰余金及び前納保険料は、保険約款等の規定に基づき保険金受取人が固有の権利として原始的に取得するものであって、保険金受取人にとってはその経済的実質において保険金と何ら異なるものといえます。

このことから、相続税上、相続又は遺贈により取得したものとみなされる保険金には、保険契約に基づき分配を受ける剰余金、割戻しを受ける割戻金及び払戻しを受ける前納保険料の額で、その保険契約に基づき保険金とともにその保険契約に係る保険金受取人が取得するものを含むものとして取り扱っています。

したがって、ご質問の場合、保険金、剰余金、前納保険料の合計額が、相続又は遺贈により取得したとみなされる保険金になります。

